

令和3年第9回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月27日(月) 開会 午前 9時47分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

6番 田嶋正明 7番 増田恒治 8番 法師 励

9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉 11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(1人)

5番 池谷昭二

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 8番 法師 励 9番 加藤敏夫

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き特定貸付けを行っている旨の証明に
ついて

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行

堀井正信

太間雅嗣

野村雅紀

豊泉 隆

岩田孝三郎

中村郁夫

中村義男

清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員10名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第9回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、5番、池谷昭二委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、8番、法師励委員、9番、加藤敏夫委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、7番、増田恒治委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いします。

(7番 増田恒治委員退席)

○議長

本議案は、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

なお、議事録における土地の表記等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

担当4番、久保田勝委員、説明願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

議受人、〇〇〇〇。2筆。合計面積、3,188平方メートル。申請理由、受人は農業

経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自294アール。

9月17日に、山畑推進委員と耕作状況などを〇〇〇〇さんから伺い、現地を確認してまいりました。初めに、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの〇〇です。申請地の〇〇の土地は、東側と北側3分の1ほどを〇〇さんの所有の土地に接しています。〇〇〇の土地は、〇〇〇〇〇〇〇になります。両方ともほとんど茶畑で、今後も茶畑として利用する予定とのことですので。

〇〇さん〇〇歳、〇〇〇歳、〇〇〇歳、〇〇〇〇歳と、〇〇歳と〇〇歳の方を雇用し、農業に励んでいます。畑は主に茶園で、野菜、栗も栽培しています。

所有する農機具は、トラクター3台、耕運機4台、乗用茶摘採機、軽トラック、普通トラック等一式あり、特に問題ないかと思われしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑でございます。

ただいま久保田委員の説明のとおり、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第1号の1番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

久保田委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は326アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。

申請地の耕作状況は、現在茶畑でございますが、許可後も茶畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。
以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。
(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。
許可することに賛成の方は挙手を願います。
(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。
本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。
ここで、7番、増田恒治委員の退席を解除いたします。
(7番 増田恒治委員復席)

○議長

次に、2番を議題といたします。
担当1番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。議案第1号の2番についてご説明いたします。なお、読み上げにつきましては、一部省略させていただきます。

借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,156平方メートルのうち0.45平方メートル。申請理由、受人は〇〇で住宅の建築を計画しているが、申請地を經由して浄化槽排水を水路へ放流するため、排水管を埋設すべく申請する。摘要、地上権の設定、期間、永久。

9月22日に現地の状況を確認してまいりました。今回の申請は、申請地の〇〇住宅の建て替え予定があり、その〇〇〇が南側の市管理水路に生活排水を放流するに当たり經由する農地の排水管理設に当たり、農地に地上権の設定を行うものです。なお、排水管につ

いては、深さ80センチにあり、耕作に支障がないため、その他使用収益権、地上権の設定に当たり、支障ないものと判断されます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明で何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第1号の2番は、申請地の地下へ排水管を埋設するに当たり、その部分に地上権を設定するための申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。農地について、所有権の移転、使用貸借による権利、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利を設置する場合は、農地法第3条第1項の許可を受ける必要がございます。地上権は、その他の使用及び収益を目的とする権利に当たります。また、農地法第3条の許可要件に関しては、地上権の設定の場合は、農地の所有権移転や貸借の場合と異なり、農地の耕作に関する全部効率要件、耕作従事日数、下限面積要件などの条件は備える必要はございません。

友野委員さんより説明がありましたとおり、排水管を埋設する農地の一部である0.45平方メートルの部分について、その部分を使用する権利である地上権を設定するものでございますが、排水管は農地の地下80センチの深さに埋設するため、耕作には支障ございません。また、埋設に当たり、渡人の承諾も得られております。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。あ

りませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当8番、法師励委員、説明を願います。

○農業委員8番(法師 励君)

8番、法師です。議案第1号の3番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

3番、譲受人、社会福祉法人〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,686平米。受人は障害者の就労支援活動の一環である農作業を行うために、農地を新たに取得すべく申請する。渡人は要望に応える。摘要、自ゼロアール。

9月20日に野村推進委員と耕作状況などを確認してきました。譲受人は、〇〇〇で〇〇〇〇〇〇を行っている社会福祉法人です。現在の農地の所有、借受けの実績はありませんが、〇〇〇の法人所在地の隣接農地にて、昨年度から農地所有者の指導の下、サツマイモの作付を行っております。また、農機具類についても、耕運機1台、草刈り機2台、トラクターも11月に購入予定で、必要なものは一式所有しております。

今回の申請地の農地で、サカキの作付を予定しております。〇〇〇の〇〇〇は、過去に農作業経験もあり、今後の耕作に支障ないものと考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願

いします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま法師委員のご説明があったとおりで、何ら問題ないと思います。ご審議よろしく
お願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の3番については、社会福祉法人が障害者の支援活動の一環である農作業を行
うための農地を取得するための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。通常、農地所有適格法人以外
の法人による農地取得は、農地法第3条第2項の不許可事項に該当するため、農地法第3条
第1項による許可をすることはできません。しかしながら、社会福祉法人が申請地を含めた
所有農地の全てを耕作すると認められる場合であって、当該法人の業務の運営上、申請地が
必要であり、耕作の用に供すると認められる場合には、農地法第3条第2項の不許可の例外
となります。

法師委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されま
す。申請地は、現在作付がない農地でございますが、許可後はサカキを栽培する計画であり、
周辺農地への影響もないと思われることから、農地法第3条第2項に定める不許可事項には
該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。あ
りませんか。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案は、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明願います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

6番、田嶋です。議案第2号、1番について説明いたします。なお、読み上げについては、一部省略します。

1番、〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、73平米。申請理由、申請人は、現在、居住する住宅の一部が、敷地外に越境していることが判明したため、法令違反がないよう使用すべく申請する。摘要、自己用住宅、敷地拡張（追認）。

理由書が出ていますので、読み上げます。現在私は、申請地の隣接地〇〇〇〇〇〇〇〇で生活しております。〇である〇〇〇〇が、母屋の隣接地〇〇〇〇〇〇〇の畑で自己用住宅の新築計画を相談してきました。新築計画について了承し、調べてみると、既存母屋が隣接地〇〇〇〇〇〇〇の畑にまたがって建設されていたことが分かりました。またがっている部分は、建設当時から宅地利用してきており、指摘されて初めて気がつきました。畑部分〇〇〇〇〇〇〇のうち〇〇は母屋の越境部分であり、〇〇については道路からの車の出入りのため、追認をお願いしたいと思っておりますということです。

9月26日日曜日、〇〇さん宅に行き、お話を伺いました。申請地は、案内図のとおり、〇〇〇〇〇、道路道沿いにあります。道を挟んだ反対側には、前回〇〇〇〇のあった〇〇〇さんの作業所があります。

今回申請の住宅地と周辺農地は、ブロック塀に囲まれており、三方が住宅地となっております。〇〇さんが別件で市役所に相談に行ったところ、住宅が農地に越境していると告げられ、数件の指摘を受け、対応した後の是正申請です。理由書のとおり、本件許可後に

は○の住宅建築に対する申請を出す予定です。周辺農地への影響はないと思われます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明及び意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんの説明のとおりです。自分も9月24日金曜日に現地を確認してまいりましたが、特に問題はないと思われますので、審議のほどよろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の1番については、自己用住宅の一部が隣地に越境していることが判明したことから、法令違反を解消するため、追認による農地転用許可を申請したものでございます。

追認の可否については、川越農林振興センターと協議した結果、やむを得ないものと判断されております。都市計画法に関しては、敷地拡張により新たに建築物を建築する計画ではないため、本申請に関して開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第4条、許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地であることから第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「既存の施設の拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの

に限る」に合致いたします。

また、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、全て基準に合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者、受け人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明願います。

○農業委員9番(加藤敏夫君)

9番、加藤です。議案第3号についてご説明いたします。なお、説明については、一部省略させていただきます。

議案第3号、1、当事者、譲受人〇〇〇〇〇。面積313平米。申請理由、受人は、現在〇〇〇〇に居住し〇〇〇を営んでいるが、業務用資材等も置ける自己用住宅が必要となったため、建設すべく申請する。摘要、自己用住宅57.96平米。左記土地での農地法第5条による転用許可(川農振第5-243号、令和3年8月17日)は、申請人の願いにより、

県が、令和3年8月27日に取消し済みとなっております。

これについて理由書があります。一部省略しての説明とさせていただきます。私どもは、現在〇〇の〇〇にある〇〇〇〇に2人暮らししております。結婚当初から、いずれは戸建ての住宅に住みたいと2人で話しておりました。不動産業者の紹介、新聞、チラシで現在の生活行動範囲内を中心に幾つかの販売物件を見ましたが、市街化区域、市街化調整区域とも自分たちの希望する物件にはなかなか巡り会うことができませんでした。

今回申請する土地は、〇〇〇〇から1.5キロメートルしか離れていなく、今の生活範囲内であり、〇〇への道路アクセスも以前と変わりなく、お互いに援助し合える条件に合った好物件です。この先、これ以上の希望に合った土地は、容易には見つけることができないと判断し、申請地に自己用住宅を建設し、永住したいと思います。近隣の農地はもちろん、周辺に悪影響を与えないように努め、不測の事態に誠意を持って対処いたしますということでございます。

19日に推進委員の宮岡さんと現地を見てまいりました。周りに対する農地の影響はそれほどなく、北側は譲受人の農地となっておりますけれども、今は作付なく、草が見えています。したがって、周りの農地に対する影響はないと思われれます。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

推進委員の宮岡です。

ただいまの加藤委員の説明のとおり、特段問題ないと思われれますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の1番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請で

ございます。

本案件は、令和3年7月の農業委員会の審議を経て、県から8月17日に農地法第5条の許可を得ておりましたが、〇〇〇〇での転用許可が必要であったことから、1度得た許可について申請人が取消しを願い出て、8月27日に県から取消処分がなされております。このたび〇〇〇〇で新たに許可申請を行うものでございます。

建築内容の変更はございません。都市計画法に関しては、譲受人の〇〇〇〇〇が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第1項第2号イに合致し、開発許可済みとなってございます。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて、周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については土地取得費、住宅建築費等の経費を〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響はないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更の申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明願います。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

9番、加藤です。議案第4号について説明させていただきます。一部説明について省略いたします。

当事者、1番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇株式会社。面積、2,620平米。申請理由、申請人は、以前資材置場、駐車場の設置を目的とした農地転用許可を得たが、隣地にある親会社の関連製品の加工を行う工場へ転用目的を変更すべく申請する。摘要、工場636.79平米です。

理由書を読み上げさせていただきます。理由書、申請地につきましては、令和2年8月17日に農地法第5条の許可をいただき、資材置場兼駐車場として所有権を取得いたしました。令和2年11月に親会社に当たる〇〇〇〇〇〇〇（株）が、計画どおりに申請地の〇〇に〇〇〇〇〇〇から工場（以下、〇〇工場と表現）を移転し、〇〇工場として稼働を始め、それに伴い弊社も〇〇工場の道路向かいの資材置場を返却いたしました。

申請地は市街化調整区域のため、建築物の建築は不可だと認識していたのですが、前述の〇〇工場の開発許可の代理者に施工式の席にて（令和2年9月頃）にお会いする機会があり、雑談で申請地を取得したことを伝え、本来は工場を建設できれば理想的であることとお話ししたところ、開発許可の取得の可能性があるかと教えていただき、社内で検討し、工場が建設できるのならばぜひ実現したいと考え、都市計画法の事前相談を依頼いたしました。その後、都市計画法の事前相談、前面道路の境界確定（北側の道路の代表の立会い）を経て、弊社工場での開発許可取得が可能との回答をいただき、本申請をさせていただく次第です。当初の

当初、申請人は申請地へ資材置場、駐車場を設置する目的で、令和2年8月17日に農地法第5条の転用許可を得ましたが、このたび工場を設置するものとして敷地の利用計画に変更が生じたため、本案件による変更申請となりました。

お手元のほうに図面がございますので、配置の内容は御覧いただければと思います。

本日の農業委員会での審議後、県の承認を得て、計画変更をするものでございます。変更内容については、工場1棟を設け、変更前の計画で置く予定であった資材等を工場2階へ収納するなどが主な変更点でございます。都市計画法においては、同法第34条7号に合致し、開発許可相当と判断されるものと思われま。

続きまして、農地法第5条、許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、敷地造成費、建築費等の経費を〇〇〇〇〇〇により賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、計画変更の承認申請の意見具申でありますので、承認相当として県に通達いたします。

続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

本案件については、前回の農業委員会で審議いたしましたが、一部の農地に雑草が繁茂しており、農業経営を行っていると思われるのは難しいとの判断から、再審議となったものです。

担当8番、法務委員、説明を願います。

○農業委員8番（法務 勸君）

8番、法務です。議案第5号、1番についてご説明申し上げます。

1番、当事者、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、5筆。合計面積、4,458平米。

9月14日、二本木地区の中村推進委員、9月20日、金子上地区の野村推進委員と一緒に現地確認を行い、〇〇さんから電話にて話を伺いました。

申請人は、〇〇〇と〇〇に8,500平米の農地を耕作している兼業農家です。〇〇〇では、〇〇と〇〇〇〇〇の2か所の農地を耕作しております。〇〇の農地はタラの木が植えられていて、下草は管理されており、以前と比べ大分整理された状態でした。〇〇〇〇〇の農地は、耕作はされておきませんが、適正に管理されている状況でした。特に問題ないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま法務委員の説明のとおりで、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

法師委員の説明のとおりで、問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後とも引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当8番、法師励委員、説明を願ひます。

○農業委員8番（法師 励君）

8番、法師です。議案第5号、2番についてご説明申し上げます。

2番、当事者、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積872平米。

9月20日に野村推進委員と一緒に現地確認を行い、〇〇さんから電話で話を伺ってきました。特に問題ないかと思いますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〇〇は何も植えていなかったのですが、これから野菜を作りたいという話だったです。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。

ただいま法師委員の説明があつたとおりで、何ら問題ないと思ひます。よろしくご審議お

願います。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、4番、久保田勝委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(4番 久保田 勝委員退席)

○議長

担当10番、中島伸吉委員、説明をお願いします。

○農業委員10番(中島伸吉君)

10番、中島です。議案第5号、3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

3番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、3,256平方メートル。

9月24日に東金子の堀井推進委員と一緒に現地確認を行いました。〇〇〇さんからも現地で話を伺っております。

〇〇〇さんは、主にお茶とシイタケを栽培されていて、〇〇〇と2人で耕作作業をされております。農機具は、乗用型茶刈り機、動力噴霧器、クランクカルチ等お茶関係、またシイタケではフォークリフトを所有されております。軽トラック、トラックは、両方の作業に使われております。

農地の状況や耕作状況は特に問題はないと思われませんが、どうぞよろしく審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子推進委員の堀井です。

中島委員の申し上げたとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

ここで、4番、久保田勝委員の退席を解除いたします。

（4番 久保田 勝委員復席）

○議長

次に、4番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明を願ひます。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第5号の4番についてご説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては、一部省略させていただきます。

4番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積2,949平方メートル。9月20日に清水推進委員と一緒に現地確認と、〇〇さんから直接現地にて話を伺ってまいりました。

〇〇さんは、茶と野菜等を作付けしており、トラクター1台、耕運機2台、軽トラック1台、また自走型茶刈り機など、茶管理機械を一式そろえており、畑は適正に管理されており、全く問題ないかと思われまます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願い

します。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水です。

ただいま平塚委員がおっしゃられましたとおり、問題は全くありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題とします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者、借受人の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題とします。

なお、議事参与の制限の規定により、6番、田嶋正明委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いします。

（6番 田嶋正明委員退席）

○議長

それでは、担当3番、吉川光彦委員、説明を願います。

○農業委員3番（吉川光彦君）

3番、吉川です。議案第6号の1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略いたします。

1番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、672平方メートル。利用権種類、使用貸借権。9月17日に岩田推進委員と耕作状況などを確認してきました。〇〇〇〇さんとも同席してもらいました。

現地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側に位置し、〇〇〇に接する三角型の農

地であります。〇〇さんは、計381アールの農地で茶と野菜の栽培に熱心に取り組む〇〇歳の専業農家で、耕運機5台、トラクター1台、軽トラ、普通トラック各1台、乗用型茶刈り機、防除機各1台ほか農機具一式を備えています。

本農地は、野菜畑として利用していく意向であり、利用権の設定に何ら問題はないものと思われま

す。以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。

ただいま吉川委員の説明どおり、特に問題はないと考えていますので、よろしくお願

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第6号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

吉川委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は381アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける農地は672平方メートルで、合計388アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における

要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで、6番、田嶋正明委員の退席を解除します。

(6番 田嶋正明委員復席)

○議長

報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については4件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については2件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については11件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

また、相続税の納税猶予に関する引き続き特定貸付けを行っている旨の証明1件については、同規定により報告第4号のとおり専決処分したことをご報告申し上げます。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前10時44分